児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六条の十　（略）	**第六条の十**　（略）
②　筆記試験は、次の科目について行う。	②　筆記試験は、次の科目について行う。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　子ども家庭福祉	三　児童家庭福祉
四～八　（略）	四～八　（略）
③　（略）	③　（略）
第五号様式（第六条の三十一関係）	**第五号様式**（第六条の三十一関係）
保育士登録申請書	保育士登録申請書
（略）	（略）
その他	その他
（略） □　法第18条の19第１項第２号又は第２項（国家戦略特別区域法第12条の５第８項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者	（略） □　法第18条の19第１項第２号又は第２項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者
（略）	（略）
備考　（略）	備考　（略）
（別紙）	（別紙）
（略）	（略）
備考　（略）	備考　（略）

（厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（試験の科目）	（試験の科目）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
２　筆記試験は、次の科目について行う。	２　筆記試験は、次の科目について行う。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　子ども家庭福祉	三　児童家庭福祉
四～八　（略）	四～八　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中第五号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に、この省令による改正前の児童福祉法施行規則第六条の十第二項第三号又は厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第一条第二項第三号に掲げる科目に合格した者は、その合格の年にそれぞれこの省令による改正後の児童福祉法施行規則第六条の十第二項第三号又はこの省令による改正後の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第一条第二項第三号に掲げる科目に合格したものとみなす。